

平成十七年七月八日受領  
答弁第九一一号

内閣衆質一六二第九一号

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 細田博之

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員田中慶秋君提出放置自動車対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中慶秋君提出放置自動車対策に関する質問に対する答弁書

道路上に放置された車両（以下「路上放置車両」という。）の処理については、平成五年に、当時の警察庁、厚生省及び建設省が協議を行い、路上放置車両を迅速かつ適切に除去することを可能とするため、路上放置車両の処理方法を示した「交通上の障害となつている路上放置車両の処理方法について」をそれぞれの省庁が関係者に通知しており、関係者間において円滑な連携が進むよう措置しているところである。

また、路上放置車両の処理に要する費用については、平成三年に、社団法人日本自動車工業会、社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人全国軽自動車協会連合会及び日本自動車輸入組合が、路上放棄車処理協力を設け、市町村が処理する路上放置車両であつて一般廃棄物であるときみなされたものの処理費用について、同会から市町村に対して寄付が行われていると承知しており、自動車製造業者等には、既に路上放置車両の処理について相当の負担をいただいているところである。